

原子力規制検査等に係る手数料設定の 検討状況について

1. 法体系上の検討を踏まえた方向性

- ・ 手数料は、実費を勘案して政令で定めることとしていることから、許可・指定の後、原子力規制検査を実施する検査量（設計管理、作業管理、QMS等から順次適用）に応じて例外なく設定（原則として事業許可・指定の単位、原子炉設置許可においては原子炉の単位）。
- ・ この検査量の見積もりには、原子力施設の種類や規模とその状況による安全上の影響の大きさに応じて検査量を考慮する（安全上の影響の大きさは許可基準規則等での要求事項の体系と整合を図る。）。
- ・ また、手数料を算出する際には、検査ガイドにおいて、原子力施設の種別等に応じて日常検査とチーム検査の検査量を設定していることから、事務所経費等の事務費及びチーム検査を行う本庁検査官の出張旅費を実費として対象とする。
- ・ 追加検査については、米国NRCが運用している検査量を踏まえて、基本検査とは別に検査量を設定して手数料を設定。
- ・ ただし、使用前事業者検査に係る原子力規制検査の費用は、対象工事の数・規模で大きく変動することから、使用前確認の手数料（現行の使用前検査の手数料）を別途設定する。

2. 安全上の重要度に応じた検査量の設定状況

- 基本検査について、実用炉の供用中の検査量（年1,489時間）を1.0として施設ごと（原子炉施設は炉ごと）の検査量を比較すると以下のとおり。
- 追加検査について、段階に応じて、40時間・人、200時間・人、2,000時間・人のチーム検査を念頭におく。

施設の状況	施設の種類・規模	製錬施設	加工施設		試験研究用等原子炉施設			発電用原子炉施設		使用済燃料貯蔵施設	再処理施設	廃棄物埋設施設		廃棄物管理施設	使用施設等		核原料物質の使用に係る施設		
			プルトニウム及びその化合物を取り扱うもの	プルトニウム及びその化合物を取り扱わないもの	熱出力500KW以下	熱出力500KW超のうち事故の拡大を防止するために必要な措置がないもの	熱出力500KW超のうち事故の拡大を防止するために必要な措置があるもの	研究開発段階発電用原子炉	実用発電用原子炉			坑道の閉鎖措置を伴うもの（1種及び2種中深度処分施設）	坑道の閉鎖措置を伴わないもの（2種ピット処分施設及びトレンチ処分施設）		政令41条該当	政令41条非該当			
～核燃料物質等の取扱いを行う前の年度		0.008	0.03	0.02	0.004	0.008	0.02	0.04	0.04	0.004	0.04	0.004	0.002	0.004	0.002	一定の期間につき0.002	一定の期間につき0.002		
核燃料物質等の取扱いを行う年度～廃止措置計画認可の年度		0.2	0.7	0.5	0.1	0.2	0.5	1.0	1.0	0.1	～特定廃液の固型化等を終了した年度 1.0 特定廃液の固型化等を終了した次の年度～ 0.1	～覆土終了確認をした年度 0.1	～覆土終了確認をした年度 0.05	0.1	0.05	一定の期間につき0.002	一定の期間につき0.002		
廃止措置計画認可の次の年度～	～全ての核燃料物質を原子炉から取り出した年度	0.02	0.07	0.05	0.05	0.2	0.5	0.7	(廃止措置段階として認可しない)	0.01		覆土終了確認をした次の年度～ 0.01	覆土終了確認をした次の年度～ 0.005	0.01	0.005			一定の期間につき0.002	一定の期間につき0.002
	～全ての核燃料物質を工場等から搬出した年度				0.1	0.25	0.35	0.35											
全ての核燃料物質を工場等から搬出した次の年度～					0.01	0.02	0.05	0.07	0.07										

3. 検査量を考慮した手数料の算出（暫定案）

- 基本検査について、施設ごと（原子炉施設は炉ごと）に毎年度（政令非該当使用、核原料使用は一定の期間ごと）の手数料を設定。
- 追加検査については、段階に応じて、225,600円、969,000円、9,411,400円と設定。

（単位：千円）

施設の状況	製錬施設	加工施設		試験研究用原子炉施設			発電用原子炉施設		使用済燃料貯蔵施設	再処理施設	廃棄物埋設施設		廃棄物管理施設	使用施設等		核原料物質の使用に係る施設
		プルトニウム及びその化合物を取り扱うもの	プルトニウム及びその化合物を取り扱わないもの	熱出力500KW以下	熱出力500KW超のうち事故の拡大を防止するために必要な措置がないもの	熱出力500KW超のうち事故の拡大を防止するために必要な措置があるもの	研究開発段階発電用原子炉	実用発電用原子炉			坑道の閉鎖措置を伴うもの（1種及び2種中深度処分施設）	坑道の閉鎖措置を伴わないもの（2種ピット処分施設及びトレンチ処分施設）		政令41条該当	政令41条非該当	
～核燃料物質等の取扱いを行う前の年度	33.3	116.7	83.3	16.7	33.5	83.7	169.5	169.5	16.7	169.5	16.7	8.3	16.7	8.4	一定の期間につき	一定の期間につき
核燃料物質等の取扱いを行う年度～廃止措置計画認可の年度	1175.0	3995.8	2862.7	622.1	1178.3	2870.9	5683.5	5683.5	620.4	～特定廃液の固型化等を終了した年度 5683.5	～覆土終了確認をした年度 620.4	～覆土終了確認をした年度 322.2	620.4	323.0	一定の期間につき 8.4	一定の期間につき 8.4
廃止措置計画認可の次の年度～	～全ての核燃料物質を原子炉から取り出した年度	405.6	322.2	323.0	1178.3	2870.9	3995.8	（廃止措置段階として認可しない）	107.5		覆土終了確認をした次の年度～ 107.5	覆土終了確認をした次の年度～ 88.1	107.5	88.2		
				～全ての核燃料物質を工場等から搬出した年度	622.1	1576.1	1985.9	1985.9	特定廃液の固型化等を終了した次の年度～ 620.4							
全ての核燃料物質を工場等から搬出した次の年度～				107.7	149.5	323.0	405.6	405.6								